

早急に取りまとめるべき厚生労働科学研究のあり方について

(第 37 回厚生科学審議会科学技術部会における議論概要)

1 研究事業枠組みの整理・再構築

〔事務局説明〕

- ・ 総合科学技術会議の場で研究事業ごとに異なる担当課が個別に説明をしたため「細切れではないか」との印象を与えてしまった。
- ・ 今後は 17 事業を 3 つの研究分野に大別し、その分類ごとに説明するなど、プレゼンテーションの工夫により細切れの印象を払拭したい。

〔委員意見〕

- ・ 単に説明事項を整理するだけでなく、各部局の連携を強化し相互調整するなど、組織な対応を検討すべきである。
- ・ 学術的・専門的な面だけでなく行政的な評価にも配慮するよう提言した方がよい。

2 補助金執行業務の一層の早期化

〔事務局説明〕

- ・ これまでの早期執行の取組により、9 月以降の交付決定通知済み件数の割合が、平成 17 年度から大幅に改善した。
- ・ いくつかの研究事業について研究費の交付事務をナショナルセンターや国立試験研究機関に移行(FA化)したことにより、早期執行において顕著な改善がみられた。
- ・ 平成 19 年度についても 3 事業を新たにナショナルセンター等に移管する予定であり、さらなる交付早期化を図る。

3 間接経費の拡充

〔事務局説明〕

- ・ 間接経費の拡充を求められているところであるが、全ての研究機関に 30%の間接経費を充当する場合、あと 64 億円必要(平成 17 年度ベース)となり、直接研究費に影響を及ぼすことが懸念される。

〔委員意見〕

- ・ 国立大学の法人化に伴い実際に純研究費が減額したという事実がある。このようなことが起こらないよう、間接経費の拡充に際しては、直接研究費に影響を及ぼさないように別枠での予算獲得に努めるべき。

4 研究費不正防止

〔事務局説明〕

- ・ 昨年 8 月に総合科学技術会議が示した共通指針に対応し、厚生労働省としても不正防止策を取りまとめることとしている。
- ・ 現在、捜査当局において取調べが行われている事案があるので、その結果も踏まえた、総合的な不正防止対策を検討したい。